

【資料1】

シルバー人材センターが行う人材派遣事業について（ご案内）

筑西市二木成1622番地3

(公社)茨城県シルバー人材センター連合会 筑西市事務所

この度は、当センターの人材派遣業務についてご検討いただき誠にありがとうございます。
事業概要は以下のとおりですので、ご確認くださいませようお願いいたします。

1. 人材派遣事業とは

シルバー人材センターが雇用する会員を貴社に派遣し、貴社の責任のもとに、貴社の指揮命令を受けて、派遣契約書で定められた業務に従事するものをいいます。

2. 派遣可能なお仕事・ご注意いただきたいこと

請負・委任契約でお引き受けできない業務（※1）は、派遣契約としてお引き受けできます。
なお、派遣契約で就業する会員は、労働関係法規の適用を受ける“労働者”となるため、貴社には**労働関係法規の遵守のために必要な事項（※2）**の徹底・ご協力をお願いすることになります。
但し、**派遣契約でも受注できない業務（※3）**がありますのでご注意ください。

(※1)	<ul style="list-style-type: none">■ 貴社の雇用する労働者と混在して行う業務■ 貴社の指揮命令を必要とする業務■ 内容が“単なる労働力の提供”である業務 など
(※2)	<ul style="list-style-type: none">■ 「個別契約書」で定めた就業条件どおりの就業■ 「個別契約書」上の就業日に、貴社都合で就業会員を休ませた場合の、就業会員への休業補償支払いに伴う費用のご負担■ 就業開始から一定期間経過後に付与される、就業会員の有給休暇取得へのご理解とご協力■ 就業会員の賃金等待遇決定の根拠となる「比較対象労働者の待遇等に関する情報提供」による情報提供 など
(※3)	<ul style="list-style-type: none">■ 危険業務<ul style="list-style-type: none">・ 車の運転、フォークリフト操作・ 溶接、玉掛け、クレーン操作・ プレス機械等の重量機器の操作・ 高所作業（2メートル以上の足場での作業など）・ 皮膚疾患等を伴う有害物質の取り扱い・ 特定化学物質の取り扱い （労働安全衛生法施行令 別表第3で定められた化学物質）・ 重量物の取り扱い（上限は10kg程度）・ 深夜帯業務（午後10時00分～午前5時00分まで）・ 安全衛生に関する法規制等の要求事項を遵守されていない業務・ その他重大な災害に結びつく恐れのある業務 など■ 法令禁止業務<ul style="list-style-type: none">・ 警備業務・ 建設業務・ 医療機関での医療関連業務 など

3. 就業会員の就業時間の制限

60歳以上の高齢者による就業となるため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び弊社規程により、派遣会員1名につき、原則として週20時間未満の就業時間制限があります。そのため、週20時間以上の就業の場合は、人員を増やし、複数名でのローテーション就業とするなどの対応が必要となります。

4. ご依頼から就業開始まで

①【資料7 募集依頼票】により、貴社から正式に依頼を受け、【資料6 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供】により、貴社から就業会員の賃金等待遇を決定する根拠となる情報を提供していただきます。その内容を基に、貴社と協議して待遇等を決定します。

②当センターでご紹介する就業会員を選定します。

③就業会員が見つかり次第、【資料2 労働者派遣基本契約書】及び【資料3 労働者派遣個別契約書】により契約を締結して就業開始となります。

④就業会員賃金ごとのご請求額は下表のとおりですが、最低賃金や消費税率の改定があったときは、派遣契約期間中であっても料金の変更が必要となります。

⑤貴社の雇用する労働者に通勤手当がある場合は、就業会員にも貴社規定による通勤手当の支給が必要となり、その分、ご請求額が増額します。

【1時間当たりの派遣料金一覧表】

就業会員賃金	事務費(就業会員賃金×20%)	計	消費税(計×10%)	ご請求額
911	182	1,093	109	1,202
920	184	1,104	110	1,214
930	186	1,116	111	1,227
940	188	1,128	112	1,240
950	190	1,140	114	1,254
960	192	1,152	115	1,267
970	194	1,164	116	1,280
980	196	1,176	117	1,293
990	198	1,188	118	1,306
1,000	200	1,200	120	1,320
1,100	220	1,320	132	1,452
1,200	240	1,440	144	1,584
1,300	260	1,560	156	1,716
1,400	280	1,680	168	1,848
1,500	300	1,800	180	1,980

5. 派遣料金のお支払いについて

①貴社で、就業会員の就業時間等を【資料4 勤務実績通知書】により集計していただきます。

②集計・押印後の書類を当センターにメールやFAX等でお送りください。

③頂いた内容を基に、当センターで派遣料金を計算し、ご請求書をお送りします。

④ご請求額は、請求書に記載されている指定口座へ振込みをお願いいたします。